

明治初年の備荒救恤機關の二三に就いて

——舊足柄縣の義倉と小菅大津兩縣の報恩社——

寺 尾 宏 二

一 序 言

明治新政府は諸事草創の極めて多忙多事の際であつたが、救恤備荒の問題にも關心を有ち、之に善處せんとした。然しながら當面の新制度樹立を第一とせざるを得なかつたが爲に、救恤備荒の政策は模糊たる點を存し、地方官民はその眞意を把握し得ず、之が故に舊幕時代の社倉・義倉の廢絶せるもの多きを見たのである。即ち中央政府の救荒策は地方の實情を調査して方策を樹つる事を懲惡したに拘らず、舊習一洗の聲は、すべてを廢絶へと反馳せしめたのであつた。勿論そこには關係官民の私利を望んで共同貯蓄を分配せんとした事も否むべからざる事

であつた。之については拙稿「京都府の社倉」〔經濟史研究〕十七卷一・二號所載）中にて説論した事もあるが故に此處には略する事にしたい。たゞ廢絶せるものありたるに對し、明治初年に各地に創設せられたる社倉・義倉等の救荒機關が對蹠的に存在し、且は舊幕以來存續せられたるものも尠少でなかつた事を一言しておきたい。例へば京都府の社倉も明治三年に創設されたものであつた。その他農商務省編「社倉制度に關する調査」等によつて鹿兒島縣大島郡・朽木縣上都賀郡をはじめ諸地方に相當數の創設が見られてゐる。

本稿に於ては、明治以降創設せられたる備荒貯蓄機關の二三のものを挙げ、特に報恩社と呼ばれたるものにつ

いて述べたいと思ふ。但し此等のものは限られたる史料によるを以て、史料紹介に類するに過ぎぬ。關係史料を教示さるゝを得て一層闡明さるれば幸甚之に過ぎぬのである。

二 足柄縣の義倉について

「大日本農史」今世篇の明治二年十二月の項に「葦山縣ヨリ品川縣ノ茶稅ヲ以テ救荒ノ備ニ充ルノ例ニ倣ヒ、自今五年間茶稅ヲ蓄積シ以テ社會ヲ建設セント請フ、之ヲ聽ス」と「縣務標準」を引いて記してゐる。然し此の「縣務標準」なる書を見るを得ず、他に關係史料を寓目する能はざる現在に於ては、品川縣が茶稅を幾何徵收し、如何に之を運用して備荒救恤の實を擧げ得たか、且は葦山縣の五ヶ年間の蓄積が豫期の如く爲し得て、社會建設が成就したか否かの内容は詳かにするを得ない。たゞ葦山・品川兩縣の間に行政上關聯する一事あるを見通し得ないのである。明治十五年二月に内務省圖書局にて編纂せる「地方沿革略譜」、即ち明治初年の府縣廢合新置を圖示せる

兩縣の項を見ると次の如くある。

品川縣 置縣二年二月九日、四年十一月三日廢

長官 古賀定雄

管轄 二年四月十日、管葦山縣管轄武藏國多摩郡、而屬同

國入間・高麗・比企三郡於同縣

葦山縣 置縣元年六月二十九日、置於伊豆

長官 江川英武

管轄 二年四月十日、屬武藏國多摩郡五萬六千石、於品川縣

而管同縣所管比企郡六千石

かくて兩縣の所管交渉は、應ては救荒機關にも影響する所があつたと見なければならぬ。

而かも亦、此に注目すべきは葦山縣が四年十一月に廢されて足柄縣に併合された事である。前記「地方沿革略譜」を見るに、

足柄縣 置縣四年十一月十四日、廢葦山・小田原・荻野山中三

縣、置之、九年四月十八日廢

長官 柏木忠俊

治所 相模國足柄下郡小田原

管轄 四年十一月十四日、管伊豆全國及相模國足柄、上下

高坐、大住、愛甲、陶綾、津久井七郡〇石高二十六萬石

餘〇戶數六萬八千六百四十〇人口三十三萬九千五百八十

二

九年四月十八日廢縣、而屬伊豆國於靜岡縣、相模國於神

奈川縣

とある。然らば韭山縣の茶税を五ヶ年蓄積する事は不可能であつたと見なければならぬ。而して社會建設の目的を待つ貯蓄金が如何に處理されたか不明ではあるが、足柄縣に義倉局が設置されるに至つた事は興味ある事といへる。即ち農商務省農務局編「社會制度ニ關スル調査」の續編として米價調節調査會の編纂・刊行になる同名の書中に、足柄縣の「義倉局取扱大意」と呼ぶ事務章程が收載されてゐる。前述の如く足柄縣の成立が韭山縣に所因を有ち従つて品川縣と聯關する點より、此の「義倉局取扱大意」が如何なる意味を有するか一應考察するのも徒爾ではないであらう。既に「社會制度ニ關スル調査」が希觀に屬するにより、取扱大意を掲出して見やう。

義倉局ハ則永世不朽ノ趣法ニ付取締筋廢ニ無之候テハ難
被行依テ本立金モ總軒別僅宛ノ出錢ニ無之テハ永續致兼
候間軒別文宛日掛金ヲ以テ本金ニ積立無年限出錢ノ事

格別ノ御仁恤ヲ以テ知事様ヨリ別段ニ百兩、御天守始總
城郭向御代金ノ内金千兩、從民政局三千兩都合四千三百

明治初年の備荒救恤機關の二三に就いて

兩備ニイタシ一割利ニテ會計局ニ相預ケ置、右利金ヲ以
費並救助筋取計ノ事

知事様・星岳様・淨心院様、右御三方様モ年々金百疋宛御
出金可相成候間則一同日掛錢ノ内ニ入積立候事

窮民手當ハ從來ノ困窮ニテ心掛宜敷者共ハ勿論可救遣ノ
處、未タ本立金不足ニテ不行届、何レ積立金昇候上ハ取
計候積先急難ニテ家株ニ相離候者採、米金遣切或ハ貸附
ヲ以テ生計ノ道爲相立候事

相續趣法申付置候内災害打續、手戻等可相成分ハ追テ主
法可申付候事

右主法申付中ハ尙更産業、出精可致ハ勿論ノ義、音信贈答
ヲ始メ物見遊山總テ寄ケ間敷儀不相成候事

救助側取計候者共其後ニ置當人不當ノ所業ニテ主意ニ相
反シ候者ハ局ニ呼出嚴重取糾ノ上至當ノ答筋申付候儀モ
可有之事

窮民救助取計ノ儀ハ人撰肝要ニ付事實困難ノ者精選封書
ヲ以差出可申候事

窮乏ノ多クハ怠惰ヨリ生ス、荏苒捨テ置候ヘハ舉族飢渴
ニ及候ニ付取締熟篤ニ可及、説諭又ハ局ヘ呼出教諭ヲ加
ヘ心底可相改義ニ見受候分ハ主法筋取計遣候儀モ可有之
事

荒火災等ニテ急難相凌兼、飢渴ニ可及者共米金遣切或ハ
貸付等取計候儀モ可有之候事

第二十二卷 第三號 五五七

一 本金一萬兩餘ニ及利金千兩餘ニ立越候様相成候ハ、年々金十兩宛筭百本差出、上下出錢ノ分ニ割戻候心得ニテ爲手取可申事

一 借金ハ總體ノ借ニテ取立、錢ハ國藩市在卜別ヲ相立、勘定立置候積ニ候事

一 漁場ノ者不漁或ハ長時化ニテ生活ニ拘候分ハ一時ノ貸付又ハ時宜ニ寄、造切取計候儀モ可有之事

一 在所住居ノ者日々門ニ立、其日相送居候者モ有之哉ニ相聞候、右様ノ者捨置候テハ御趣意ニモ相垂候儀、乍去其身懈怠ヨリ自然右ノ場合ニ立至候者不少、是等ノモノ其所役人共ニ於テ取締相立生活ノ道厚配意可致事

右御趣意筋善貫徹致事實行立候様配意可致候、尙追々可申聞候得共至當便宜ノ見込可申出事

未三月二十五日

之を見て直に氣付く事は『未三月二十五日』の記年である。然らば明治四年三月の事に屬して韭山縣等を併合せる以前の問題となり、直接には韭山縣の社會建設の企畫とは連繫を有せざる事となる。然し足柄縣の名を呼ぶに至つたのは、先述の如く四年十一月にして、「社會制度ニ關スル調査」續篇が『神奈川縣舊足柄縣』と注記せるが誤なるか、或は此の義倉局が依然存續せる故なるか、問題

となる事になるのであるが、遺憾ながら明らかでない。此の「大意」の記年の時には、足柄縣は小田原縣を呼稱してゐたのである。即ち小田原藩の後身であつた。小田原藩は大久保相模守忠禮の時に維新に際會し、朝命を奉ぜざる故を以て忠禮は官位禊奪・封土沒收され、削封されつゝも舊封地は其子忠良に賜はり、二年六月十九日に忠良は藩知事に任ぜられて居つた。而して四年七月十四日に至つて廢藩置縣により小田原縣と稱し、同年十一月に足柄縣となつたのである。然らば四年三月には正しくは小田原藩であつた。

此の義倉局が此の如き時期に設置され、藩知事を舊藩主と知るを得るならば、此の「取扱大意」に現はれたる知事と縣民との關係、そこに救恤の手の差延ばされたる所以をも瞭得する事が出來やう。此の點よりしても品川・韭山兩縣に見られる社會とは由來をも異にする。兩縣の場合には舊幕以來の領主・人民の關係を全然有せず、寧ろ治績を擧げる爲の目途とも見られる。更に最も兩者の相異を判然せしむるは社會・義倉に於て求められる。

此によつて行政區畫の點から、足柄縣は葦山・品川兩縣と連繋を有するとも、救恤機關の設置に係る限りに於ては全然別途に出でたる事が判明した。而して此の足柄縣の義倉と稱せられたるものは、正確には小田原藩の義倉と呼ぶべき事も明瞭になつたのである。

それにしても足柄縣の義倉に於て興味を惹く一二の事實がある。例へば市・在の取立金の勘定を別途にするとか、漁民に救恤の手をさし延べるとか、藩主關係者と思はれるものが率先醸出するとかの外に、現在約四千三百兩の本金が一萬兩に達するに至つた時の運用である。本金は一割の利を計るべく計畫された。而かも本金が一萬兩になり利金年に一千兩に及べる時には、醸出者に富籤式に百人に十兩づゝ割戻すといふ法である。かくの如き返附・割戻の方法は現在他に類例を見ない。一つには義倉への醸出の獎勵ともなり、一には射倖心をそゝつて、義倉の本金増額による目的貫徹を計つたのであらう。

しかし遺憾とするはその實績を窺ひ知るを得ない事である。四年の足柄縣の成立、九年の神奈川縣への併合と

いふ變改は、必ずや此の義倉にも變化が加へられたらう。或は廢止の運命に遭つたかも知れぬ。よしんば一地方一部的に存続したとしても、西南役に舊藩主大久保忠良は戰死を遂げてゐるから、其實效には大なる影響を受けたらう事が察せられる。

事實、縣の廢合・整理に際して、縣と運命を共にした施設も尠くないと思はれる。例へば社倉・義倉の類、救恤機關の如きがある。こゝに一例を擧げる。「大日本農史」明治六年八月四日の項に次の如き記載があつた。

是ヨリ先キ中村縣ニ於テ舊中村藩ノ從來施行セル興國安民法ヲ繼行シテ頗ル遺利ヲ興セリ、既ニシテ該縣ヲ廢シ警前縣ヲ置クニ及ヒ、大藏省令シテ之ヲ停ム、警前縣深ク其良法ノ遂ニ廢絶センコトヲ憂ヒ、臺ニ舊縣ヨリ此ノ法ニ依リ管民ニ貸付セル金穀ノ還納殘額及ヒ日課索綯ノ蓄積金等ヲ以テ再興ノ資ニ充テ益々之ヲ繼述シテ以テ殖産ノ源ヲ開カンコトヲ大藏省ニ稟請ス、是ニ至テ大藏省ヨリ太政官ニ稟議シテ之ヲ聽ス之は「太政類典」に據つて記されてゐる。此の場合、廢止を免がれた幸便なる事例であるが、之によつても他に廢止された場合の多かりし事が察せられるであらう。

興國安民法とは弘化二年以來中村藩にて採用せる二宮尊

徳翁に示唆を受けた報徳仕法にして、窮乏せる藩財政と荒廢せる郷村の復舊に奏功せるものである。その實績を見ると開墾・築堤・築堰・池溝開鑿等もあるが、特に蓄穀・倉庫建造・救恤等が見られる。免まれ明治四年に至る二十七ヶ年間の備荒救恤關係のものを録記すれば左の如くなつてゐる。

- 一、蓄穀倉庫給典五二棟 此費用凡二千六百兩
- 一、厩舎造典一〇五三所
- 一、灰小屋七四七所 此費用一萬三百兩餘
- 一、窮民救恤米 一萬四千八百二十俵
- 一、窮民救恤金 三百二十兩
- 一、兇荒豫備の米粟給典 七萬一千三百四十三俵
- 一、無利息金貸典 二萬四百三十九兩餘
- 一、無利息米貸典 一萬五千俵

此等の基金たりしものは藩主相馬充胤の百兩、尊徳の二百兩の醜金と報徳善積金として諸人の差出せる米穀金錢計四百七十八兩二朱・錢四百四十二文、並びに農民等の日課索繩積立金によるものであつて、此等の運用によつたものである點から考へれば、義倉類似の仕法と云ふ事が出来るであらう。殊に運用に當つては貯蓄せる米穀

に俟ち、之を報徳米と稱し、一方には凶荒豫備にも充當せる事も注目すべきである。

此の興國安民法は報徳仕法と稱し、新妻三男氏著「二宮尊徳翁と磐城中村藩」に述べられる所が多いが、同書に明治四年に廢絶せりと記するも、前掲にも察せられる如く存續せられてゐるのである。尙同書には十年に民間結社の組織となし、荒地開拓及助貸をなしたる興復社の仕法をのべてゐる。特に明治三十年以後北海道にて此の興國安民法を以て福島縣移住民の便を計つたとあるが、之は磐前縣にて施行されたるものに系統をひくものであつたらう。

筆は本論を離れたが容易に縣と共に獨自の諸事業が運命を共にせる事は想察せられやう。最も之を明瞭にするは、明治四年十月信州の菅野半左衛門提出の取調書に「信濃國城付圍籾之外村々には迄從來圍籾有之候、今般御一新以來藩之掛り役人並大名主共と申合、此度藩被廢何れも縣に相成候に付、元藩役人並大名主共と申合、圍籾之儀各々之自儘に遣込に相成居申候、左すれば非常窮民相

救候爲には一切相成不申』とある。即ち共同貯蓄米金は、監理移動に際して分配、一時の利益を圖り得たが爲に、一層廢絶し易かつたであらう。

三 小菅・大津兩縣の報恩社

前節に述べたものは、行政的に關係を有つ縣の場合にあつて、備荒救恤施設が何等の連繫をも有せざりし事例であるが、地理的に隔絶するものに緊密なる聯關を有せる例をこゝに示したいと思ふ。それは關東の小菅縣と關西の大津縣との關係に見られる。前に倣ひ、兩縣の成廢を記さう。

小菅縣 置縣二年正月十三日、四年十一月三日廢

長官 河瀬秀治

治所 武藏國葛飾郡小菅村

管轄 二年四月二日、屬武藏國葛飾郡船方、堀内兩村於東

京府

大津縣 置縣元年閏四月二十五日、改裁判所爲縣、四年十一

月二十二日、廢大津・膳所・水口・西大路四縣、置大津縣

五年正月十九日改稱爲滋賀縣

長官 辻維嶽元年閏四月二十五日任知事、十一月八日罷朽

木網德元年十一月八日任知事

管轄 四年二月二十九日管近江湖舟路

然らば如何なる備荒救恤の策が施行されたか。それは報恩社と呼ぶ所のものであり、之は義倉に外ならぬ。或は報恩社の名が報德に類似の點を有つ所より、二宮尊德流のもの、如くに推察せられるが、その設立の主旨を見るに、全く所因を異にする。先づ小菅縣の報恩社法の緒言を見やう。

夫レ歳ニ豊歉ノ變有り、家ニ貧富ノ替有り、故ニ豊ニ當リ歎ヲ慮リ、富ニ居テ貧ヲ慮ルハ即チ人ノ常道ナリ、慶應三年丁卯大政復古シ、綱紀將サニ張ラントスルニ際シ、征討軍興リ繼クニ饑饉ヲ以テシ、野ニ青草無ク殆ント道殣ヲ見ルニ至ル嗚呼牧民ノ責ニ任スル者何ヲ以テ之ニ處セン、恭ク惟レハ聖上儉ヲ以テ下ニ臨ミ、供御ヲ省減シ、蒼生ヲ救恤スルノ詔ヲ布ク、聖恩洪大誰カ感泣セザラン、我カ小菅縣ノ管轄内ニ在ル人民此ノ微旨ヲ奉體シ、協同奮勵シテ金穀ヲ醴集シ下ハ窮民ノ凍餒ヲ救ヒ、上ハ優渥ノ聖恩ニ報答セントス、是レ此ノ結社ヲ名ケテ報恩社ト曰フ所以ナリ。

之によつて小菅縣の報恩社の主旨用途は明らかとなり所謂義倉と呼ばれるもの、中に入れらるべきものであり且之が明治新政によつて釀成された所のものなる事、舊

幕時代の封建的感情に端を發せざりし事は明白となる。設立年月は明らかでないが、明治三年七月を溯る事はあまり遠くない。その所以は後述する。

次に之に對比すべく、大津縣の報恩社について見やう。

「報恩社趣意告諭書」と題して近江國滋賀郡大津町の惣年寄・中年寄・町年寄・議事者に宛て、縣廳の名を以て發せられたものである。

王政御・新の秋にあたり憔悴の民速に御撫育有之度、至仁の徽慮被爲在候折柄、豈圖らんや兵馬の事起、加之連年の兇荒にて小民必至困厄の次第、深被爲惱宸襟を、勿體なくも主上奉膳を減じさせられ、窮民救恤に可被宛之詔を下し賜ひて百方御費用御多端の中より御救助の御金をも被下置、全く右の御恩澤を以て今日迄老翁兒童も飢餓の患を免れ候次第、至仁御世の徽慮、實以感激餘りある事にあらずや、尙此上にも御仁恤の御主意を以て夫々婦も其所を得ざる者なきやう御救助充分被爲行届度者、勿論の御事なれとも何分海内一般の儀、萬機御多端の御時節不得止事、御遷延相成候義も有之、されば臣子の身分座視傍觀してこゝろよしとする歟、如斯鴻大の天恩寸時も忘却せず、時を待て其御恩澤を報し毫末にても宸襟を安んじ奉るの心掛なくして濟さる事なり、凡世に治亂、年に豊凶あり、家に貧富ある氣運の常數なれば、治に亂を忘

れず、豊に凶を慮り、富めるものは貧なるものを憐れむ、即人道の當然なり、幸ひに今日天恩をうけ得て、安穩に産を營むものともは今この時を然りとして一層戮力報恩協救の道を開き、後年可繼美事の統を垂れて以て天聽に達せば、九牛の一毛なれとも則これ海嶽の天恩に報ゆる所以にあらずや、已に管下村々へは凶年豫備として社會法可取立旨告諭せし處、其後未曾有之暴風雨にて莫大の損毛なれ共、有志并身元の者或は寺院等より米金を出し、當年柄には相應に金穀積立、屹度非常手當の端緒を開けり、故に大津町八幡町においても今般報恩社を結び、夫々身分相應金穀を積立可申候、其方共において篤と右の主意を了解し、小前末々のもの迄、無洩懇切説諭し、上は天恩萬分の一を報ひ奉り、下は疾病相扶持するの義氣を振ひおこし、津内一圓一家の如く同心協力面々競ふて金穀積立、報恩社成功致し候様、鞠躬盡力可致事。

之と同文にて宛名のみを異にせるものが、八幡町にも發せられてゐる。當時八幡町は大津縣に屬し、辻を經て此地に緣故深き朽木綱徳が知事となつてゐた。

此の小菅・大津兩縣の報恩社の趣旨を對比する時、文言こそ異なるとも、全く同様と云はねばならない。更に運用・實施の社法について兩縣のそれを較比する時、愈々兩者の類似は顯著となる。次に掲げる上段は小菅縣のものにて下段は大津縣のであつて對應に便した。

(小菅縣) 報恩社法

第一、凍餓ノ民ヲ危急ニ濟ヒ、窮厄ノ徒ヲ流亡ニ拯フヲ以テ立社ノ本旨ト爲ス、蓋シ尋常ノ貧民ヲ賑恤スルニ此ノ蓄積ノ金穀ヲ供用セサル所以ハ濫支浪給シテ、或ハ舊幕府施措ノ覆轍ヲ履ミ却テ凍餓ヲ拯救スル能ハサルノ弊套ニ陥ルヲ恐ルニ由ル。

第二、凍餓離散ニ瀕スル者有レハ里正ヨリ縣廳ニ具狀シ、縣廳檢按シテ速カニ之ヲ賑恤ス、若シ餓卒流亡セシムル有レハ奮ニ朝旨ニ乖戾スルノミナラス、甚タ義民結社ノ主意ニ負ク、故ニ其ノ罰責ハ里正以下保伍ニ及フ者トス。

第三、本社ニ蓄積スル金穀ハ本ト是レ義民ノ贖出セル者ニシテ、初ヨリ縣廳ノ有ニ非ラス、故ニ縣官擅ニ出納スルヲ得ス。

第四、社法ハ縣廳之ヲ總轄ス、故ニ義民私ニ施行スルヲ許サス。

第五、救助方法ハ水火疾疫等ノ非常ノ災害ニ罹リ自立スル能ハサル良民ヲ救助スル爲メニ設ケタル者ニシテ平素遊逸自カラ窮困ニ陥ルノ徒ニ給支スル爲メニスルニ非ラス、故ヲ以テ本社ノ事務ニ從フ者ハ宜ク精細ニ鑒別シテ蓄積金穀ヲ濫糜セサルヲ要ス。

第六、凡ソ人タル者懶惰ニシテ自カラ生業ヲ營爲セス、他人ノ救助ヲ仰ク如キ、屈辱焉ヨリ甚キハ莫シ、故ニ本社ニ加

明治初年の備荒救恤機關の二三に就いて

(大津縣) 報恩社大意

一、凍餓の民の危急を救ひ、離散の者なからしめん事が要領とす。

一、凍餓離散せんとする民ある時は町役人連に其狀を具にし縣廳に訴ふへし、更に詮議なくはへ遅緩なく救助すへし、若凍餓死の者は勿論離散のものある時は上至仁の聖旨に悖り、下社中義民の誠意に背く其罪大なり、故に町役人を始め町五人組に及ぶ。

一、社中の金穀は固より義民の儲蓄する所にして縣廳の有にあらす、豈擅にこれを執行ふことを得んや。

一、社法は縣廳の總轄する所なれば義民といへども私に是を執行ふ事を得ず。

一、救助の法は水火疾疫等非常の災に罹り自立する事能はざる良民を助くる設けにして平生遊惰自ら窮困に陥る徒を洩りに救うの所以に非ず、故に此社に従事するもの宜しく之を鑑別し蓄積を濫用せざる事を要す。

一、人生懶惰にして自ら營生する事能はず、他の救助を受ける豈汚辱の甚しきに非ずや、故に此社に列するものは市中

第二十二卷 第三號 五六三

入セル者ハ隣里郷黨ヲ督責シ、自修ノ道ヲ講シ、務メテ救助ヲ受ル者無カラシムルヲ以テ要旨ト爲ス。

第七、本社ノ義民ハ、假令ヒ未タ凍餓離散ノ景況ニハ至ラサルモ、非常ノ災厄ニ罹リ、殆ト將サニ活計ノ方圖ヲ失ハントスル者ハ具狀ニ隨ヒ更ニ事情ヲ檢察シ、本社ニ供納セシ米金ヲ還付シテ以テ就業ノ資本ニ供セシム。

第八、従前貧民ヲ賑恤スルニ貸付還納ノ方法ヲ設ケテ利子ヲ賦收セル有リト雖モ、是レ適良ノ方法ニ非ス、故ニ之ヲ賑恤スルハ善ク事實ヲ檢察シ、社法ニ格準シテ濫支浪給スル無キヲ要シ、復タ還納ヲ責メス、然ルモ若シ還納ヲ申請スル有レハ則チ之ヲ聽許スルモ妨ケ莫シ。

第九、本社ノ救助ヲ受ル貧民ハ義民ノ力ニ依テ凍餓離散ノ患ヲ免ルノ恩惠ニ報酬スル志念無カル可カラス、又々義民ハ貧民ニ對シ毫モ德色有ルヲ得サレ。

第十、年穀ノ豊凶ト貧民ノ衆寡トニ應ジ其ノ消用スル米穀ノ數額ハ實ニ豫メ計知スルニ難ク、而シテ義民ノ恩惠ニ係ル金穀ハ必ス償報セサル可カラス、是レ官民協力シテ本社ヲ團結シ金穀ヲ醜集スル所以ニシテ、上ハ至仁ノ徽旨ヲ奉體シ、下ハ義民ノ誠意ヲ擴充シ、我カ管轄内ノ民庶ヲシテ永ク凍餓離散ノ憂ヒ無カラシムルヲ期ス。

圓に督責し、自修の道を講し、勉めて救助を受ける者ならしむるに至るを以て平素の旨趣と爲すへし。

一、社中の義民は假令凍餓離散の地位に至らずと雖とも非常の災厄に係り殆んと活計の道を失はんとする時は狀を具にし、衆目の見る處に隨ひ更に情實を視察し、産業の基として今般出す所の米金惣て返済する事あり。

一、貧民を救助するの道、従前米金を窮人に貸し返納の法を立て動もすれば息を出さしむ、是適宜の法に非ず、故に之を救助するとき、善く情實を察し謹んで法を持し、濫りに施す事を嚴禁し、更に返納の事を言はず、若返報する事を願ふものは之を許す亦妨なし。

一、社中の救助を受けるの貧民は義民の力に依て凍餓離散の患を免る、か故、其大恩に報ゆるの念虚片時も遺失すべからず、義民も亦貧民に對し德色自誇するの念虚毫末も存在すべからず、仍て町役たるもの能く其地其人其業を視察し、夙夜勉勵相報相謙するの道を知らしむべし。

一、歲の豊凶貧民の多少に依り其出す所斗られず、雖然義民の恩も亦速に報せずんばあるべからず、故に商社に預くる社金の利息半を以て貧民救助とし、半を以て金穀を出す所の義民に返辨せん、これ上下協力今爰に社を結んで以て、上聖上の至仁に基き、下義民の至誠を擴充する所以なり、庶幾くは大津縣下に永く菜色の民ならしめん事を。

以上、兩者を對照するに同じく十ヶ條を有し、その配列順序を同じくし、且内容を殆んど等しくする、その酷似せるは、偶然なる暗合であるとは考へられない。必ずや兩者に密接不離なる關係あるを想はしめるのである。

果然、此の推定を確める一支證を得るを得た。「大藏省沿革志」本省の明治三年七月二十二日の項に『小菅縣ノ團立セル報恩社ヲ府縣ニ頒示ス』とある、之である。事は大藏省直轄事務外の民部省に係るものであつたが、之に關する記述は左の如くであつた。

民部省ヨリ太政官ニ稟申シテ曰ク、曩キニ小菅縣管轄士民協議シテ、社ヲ團結シ名ケテ報恩社ト曰ヒ、金穀ヲ蓄積シテ之ヲ蓄積シ以テ救貧恤窮ノ用ニ充テント欲スルヲ、小菅縣ヨリ我省ニ開申セリ、是レ全ク撫字調濟ノ意ニ出テ、士民ヲ獎勵シ、國恩ニ報答スルノ美事ニシテ、他日其ノ地方ニ不虞ノ災厄有ルニ當テハ、必ス功效ヲ奏ス可キ者トス、故ニ輒チ之ヲ聽許シ且ツ其ノ舉ヲ賞揚セシニ、頃日社法ヲ刊刷シテ以テ送呈セリ、抑モ此ノ舉タル實ニ獎勵ノ模範ト爲スニ足ル者有ルヲ以テ、我省之ヲ各府縣ニ頒付セントス、即チ一本ヲ副進ス。

此の太政官への稟申は直ちに認許せられたのであらう間もなく各府縣に民部省より、次の如き主旨を以て小菅

縣報恩社は頒布せられ、申達されたのである。

小菅縣濟貧恤窮ノ官旨ヲ體承シ、士民協力シテ報恩ト號スル一社ヲ團結シ、相ヒ獎勵シテ若干ノ金穀ヲ蓄積シ、以テ管轄内ノ救恤ノ資本ニ充テ、今又々社法ヲ刊刷シテ之ヲ送呈セリ、抑モ此ノ舉タル唯タ小菅縣管轄内ノ施設ニ止マルモ、官民協同シ誠意ヲ以テ國恩ニ報答スルノ義務ニ出テ、自カラ他ヲ獎勵スルニ足ル、因テ各一本ヲ頒示ス。

此の報恩社は前に錄記せるものと同一である。之によつて、小菅縣の報恩社が組成されたのは、民部省に聽許されて社法を頒布せられたる明治三年七月二十二日以前の事であるが、正確なる年月は今求むるを得ない。

此の如く民部省の各府縣への勸奨は如實に奏效したと認めねばならない。特に新政府の鼻息をうかゞひ、又は政府より特に官吏の派遣せられた方面には此の事が多かつたらう。社會・義倉としての勸奨も見られやうが、名稱をも同じうし、社法小菅縣のそれに格準した、最も顯著な事例を大津縣に求め得たのである。大津縣の「報恩社大意」を大津町・八幡町に頒布せるは、明治三年閏十月であつて民部省の勸奨あつて約三ヶ月後の事であつたその影響・効果は迅速であつたといはねばならない。

然らば何故に地を遠く離れてかく現はれたのか。その行政首脳者間に何等かの連鎖があつたとも考へられるが今はその關係を明察すべき資料に接しない。たゞ小菅・大津兩縣の政治的位置が酷似してゐる點を擧示するに止まる。

小菅の地は、江戸時代には將軍家遊獵の田莊として行殿を置かれてゐた。一時は伊奈家の領地であつたが、斷家してから關東郡代の支配地となり代官所を置いてゐる。文化四年よりは粃米を貯ふべき倉庫を多く建て、小菅粃倉として弘化年中には貯粃十六萬石に達し、幕府の穀庫として重要視された。尙外に江戸町會所の圍粃數萬石を貯藏してゐたといふから、江戸と緊密な關係に立つてゐた。大津については贅説を要しないであらう。二條米藏に對する大津の港津・倉廩は、江戸幕府の關西に於ける最も重要な位置を占めてゐた。二條城倉廩に納めるものも、大阪へ供給するものも、悉く大津を經由し、一應こゝに藏められてゐたのであつて、小菅同様京都町奉行或は大津代官によつて支配されて、舊幕府直轄地即

ち天領によるその政治的意義は近似してゐる。されば維新後に新政府が此の地の統治に相當の考慮を圖つたらう事は、容易に想像される。而して新政府の恩澤を擧揚する施設は、最も望ましき事でもあつたらう。然らば此の報恩社が相似の組織を以て現はれた事にも、一應の理由が求められるのである。されば政治的事情が此の事實を要求したものと見て差支へなからうと思ふ。

節を改めて兩報恩社の仕法を見る事にした。

四 報恩社の仕法

前述の如く、小菅・大津兩縣の政治的事情から、兩報恩社の設立主旨は非常に酷似してゐた。且は大津縣が小菅縣のそれに範をとつたものと考へられるから、それは當然であらうが、然しながらその仕法は必ずしも同じであるとは云へぬであらう。何故ならば小菅と大津とに於ては經濟的には大なる懸隔が認められるからである。よつて兩報恩社の仕法について比較を試みやう。

先づ小菅縣報恩社の記述を見るに、三年七月に於ける

醸出せる金穀は、米二九四石三斗二升、金六九、八一九兩永三七文五分であつた。その中一〇四石九斗、二八、五一六兩は三年春に縣下各村に貸付けたるを以て、報恩社の保持するものは米一八九石四斗二升、金四一、三〇三兩永三七文五分であつたのである。而して其中六、四八四兩二分永一四〇文を支出して支那米八一〇石五斗八升を買得し、前記各村醸出殘高一八九石四斗二升と併せて合計一千石を以て之を施行米と名づけ、縣下の倉廩に備藏して不時の救助に備へた。一方支那米購入費を省いた三四、八一八兩一分永一四七文五分をば施法金と名づけて大藏省に寄託して、年利一割の利子を收受する事となしてゐる。固より報恩社の主旨は備荒に存するを以て施行米の保藏に最も意を拂ふべきであつたが、施行米の虫食・鼠食等による缺米の補填は、施法金の利子による事にした點は注目さるべきである。之の運用法を原文によらう。

其ノ利子ハ一年二十分ノ一ノ比例ヲ以テ毎月之ヲ收受シ、以テ施行米ノ耗缺ヲ補填シ、必ス一千石ノ本額ヲ減少スル無カラシム、毎月末ニ利子ヲ收受スルニ當リ、若シ施行米ノ減缺

明治初年の備荒救恤機關の二三に就いて

セル多額ニシテ此ノ利子ノ以テ補填スル能ハサルハ、則チ母金ヲ以テ買収シ、毫モ施行米ノ本額ヲ減少セサルヲ定法ト爲ス、若シ施行米ノ減少スル無ケレハ則チ又々其ノ利子ヲ大藏省ニ寄託シテ之ヲ母金ニ計加シ、固ク其ノ利子ヲ生セシム、毎年十二月ニ一年間ノ施法金ノ利子ノ總額ト施行米ノ消費ノ總額トヲ精査シ、米金共ニ原額ヨリ減少スル無ケレハ則チ利子ノ贏餘ハ之ヲ本社ノ義民ニ派交ス、官員ハ之ニ與カラス、若シ原額ヨリ減少スル有レハ、則チ之ニ派交セス、毎年此ノ計査ヲ經テ、一ハ之ヲ民政部・大藏兩省ニ開報シ、一ハ之ヲ本社ノ義民ニ公告ス、是レ上下協力シテ貧民ヲ救助スルノ素旨ナレハナリ、若シ一年ノ利子ヲ以テ一年ノ耗缺ヲ補填スルニ足ラサレハ翌年ノ利子ヲ以テ補填ス、月計モ亦々之ニ準ス、連年此ノ方法ニ依テ施行シ、若シ凶荒容リニ臻レハ終ニ義民ニ對スル報酬ヲ果ス能ハサル可ク、又々若シ幸ニ豐稔相ヒ繼カハ義民ノ儲蓄セシ原金ヲ還付シ、殘額ノ若干ヲ以テ義民ノ美舉ヲ永世ニ傳ルコトヲ得可シ、但々其ノ成否ト遲速トニ至テハ専ラ年穀ノ豐凶ニ關スルヲ以テ、豫メ之ヲ必期ス可カラス、唯々須ク人力ヲ盡シテ、以テ天運ニ委スヘキノミ。

即ち元金の十分の一即ち一割の利子に當る約三千五百兩の運用により、千石の豫備米を貯藏する事となし、殘額を生ずれば醸出者に辨濟するのであつた。現在觸目し得た限りに於ては、その成績並びに小菅縣廢止の際、如

何に處理されたか明かでない。廢縣に當つて之が解倉解社されて、醸出者又は醸出各村に配當され了つてしまつたのかも知れないが、東京府の處置についても知るを得ない。兎もあれ之に規準して設立せられたる天津縣報恩社のそれを見やう。

毎月末日社金の利息を請取、其半を以て一ヶ月の救助に宛、若餘りあれば別に積立置、他日の不足を補ふ、残す利金の半は月々社金の元に加へ年末に至て出金する義民に返辨す、月々如斯精算す。

毎歲十二月に至り一ヶ年の社金利息惣高何程の内半方高何程と一ヶ年救助輸出する惣高何程と過不足を精算し、餘りあれば更に社金を加へ、翌年正月より社金元高を増し、若不足する時は別段の僉議を以て官より是を補ふなり、残る半方の利金は兼て出金する義民に平等分割を以て返済す、尙社中の民義氣を勵し、返済を欲せされは是亦社金に加へ、愈以他日返辨の期を速にする也。

歳々如斯して救助の人名石高米金等總計精算を遂げ、一は民部大藏兩省に達し、一は社中へ告へし、是上下協力貧民を救助するの素旨なり。

と大綱を掲げ、それについては社金一萬兩にまで達し得た場合の運用事例を示してゐる。即ち一萬兩に對して

『月一步の利を定め、商社に預け、毎月末日に利金を請取左之如く所置す』と述べてゐる。

利息壹ヶ月分 金百兩

内金五拾兩 是は凍餓の民を救助し、若餘りあれば、別に積立置、他日不足を補ふ。

内金五拾兩 是は積除置、翌月より社金元に加へ、年末に至り出金の義民に返戻す。

二ヶ月目 社金高壹萬五拾兩

此利金 金百兩貳分

内金五拾兩壹分 積添

金五拾錢壹分 救助

三ヶ月目 社金壹萬百兩壹分

此利金金百壹兩永貳文五分

内金五拾兩貳分永壹文三分 積添

金五拾兩貳分永壹文二分 救助

以下十一ヶ月目に至つて社金一萬五百十兩一分永百五十一文七分となり、此月の利金百五兩永百十四文を見、之を折半して積添と救助にあてる。かくして一ヶ年目には社金は一萬五百六十三兩三分永二百八文七分に達し、約五百六十三兩なにかしが、出金者に返附せられる事になつてゐる。

既に此の運用の事例によりて大體推察する事が出来るであらう。月一步の利率にせば、年一割二歩となり、小菅縣が年一割たりしに對して有利な體勢を執つてゐる。

即ち小菅縣は施法金と名づける元金を大藏省に寄託せるに對し、大津縣は商社に托しより有利となつてゐる。し

かしこの商社は明らかでない。政府の勸奨による通商會社・爲替會社は明治二年に大津に設立開業したが、「大津市志」によれば本縣の爲替會社は明治五年に設立せる勸業社と稱するものであり、大津米商人の組成せる大津第一米商社も五年である。窺見によれば、明治三年に商社の名を持つは日野商人が政府の意を體して十月に設立せる日野通商社のみ如くである。主意書に爲替會社差出金千兩とあるものがあるから、銀行券を發行し得た政府

勸奨の大津爲替會社であつたのではなからうか。兎まれ大津縣が營利的なる商社によらんとせる事は、有利な點であつた。而してその利金の處置は、小菅縣が施行米の充當を第一とせるに對し、大津縣は折半して、一は元金に添加し、一は之を救助金としたのである。元來大津縣

の所在地近江國には、社倉・義倉・郷倉の備荒機關は相當に存在せる如くであり、且主意書の中にも維新後も社倉法を布告實施してゐたが爲に、米穀貯蓄よりも金圓を以て救恤せんとするを第一義とせるに基づくものであつたと思はれる。

かくして小菅縣に範をとりつゝも、大津縣はその仕法に於ても、その主要目的に於ても異にするものを持つた事が明らかになされた。而して小菅縣に於ては醸出の方法或はその後の状態を明らかにし得ざるに對し、大津縣に於ては、すこしく知るを得るを以て、節を改めて觸れる事としたい。

五 大津縣の報恩社について

大津縣の報恩社は縣廳の主唱する所であり、而して設立されたる處は、大津町・八幡町の二ヶ所の市街地であつた。それは二町に於てそれ／＼獨立せるものであつて、現在「報恩社大意附積立金姓名録」と稱するものが、大津八幡二町のそれ／＼に於て作成され、殘されてゐる

のを得る事によつても推定される。

今大津町報恩社の主なる醸出者を擧げると次の如くである。現任官吏にして報恩社關係事務を執掌する市事掛の村上會根・武田の三權大屬は計百兩を醸出し、爲替會社の差出金千兩、報恩社御用掛なる古野仁兵衛・西村彌兵衛以下十五名は最高五百兩より最低三十兩を出して、事務關係者より金三千三百五十兩となつてゐる。更に各町の年寄・議事者を鞭撻して醸出せしめその各の額も明らかであり、姓名も知られてゐるが、各町組に分けて見ると次の如くなる。

- 石川町組 (石川・菱屋・鍵屋・七軒・柿屋・石橋・船頭・馬場上
下・上北國・中北國の各十一ヶ所) …… 金千五百五兩
- 升屋町組 (榊屋・藏齋・川口・西山・中保・水揚・東今藏・西今藏・下北國・觀音寺・今堀・尾花川の各十二ヶ所) …… 金千六百四十五兩
- 濱組 (元會所・御藏・港・橋本・坂本・新米屋・鹽屋・鍋屋・南保・上堅田・下堅田・平藏上下・次郎左衛門・甚七・肥前の各十七ヶ所) …… 金四千七百七十五兩
- 中町組 (中堀・丸屋・柳・太間・玉屋・獵師・伊勢屋・材木・高見・了徳・和泉の各十一ヶ所) …… 金千七百六十五兩
- 京町組 (上京・中京・上小唐崎・非衛・八幡・下小唐崎・大工

蛭子・笹屋・後在家・葎原・鍛冶屋・堺川の各十三ヶ町) …… 金二千五百八十五兩

八町組 (下西八・下東八・上西八・上東八・松屋・葛原・布施屋・金塚・寺・上百石・下百石・四宮の各十二ヶ町) …… 金七百四十二兩二分

谷組 (下關寺・中關寺・清水・上關寺・下片原・上片原・上大谷・中大谷・下大谷・北追分・巖茶屋の各十一ヶ所) …… 金七百三十五兩

寺内 (西・北・南の三町) …… 金百兩

即ち計一萬三千八百五十二兩二分となるが之は一家より五兩以上の醸出金のみであり、他に五兩以下の醸出金があつた。石川町組より金八十六兩三分と錢二貫三百文、升屋町組四十九兩二分二朱・錢一貫八百文、濱組四十四兩一分一朱・錢二貫九百四十八文、中町組二十六兩一分二朱、京町組十五兩二分・錢二貫四百文、八町組五十九兩一朱・錢十貫五百文、谷組四十三兩一分一朱・錢六貫九百文、寺内十四兩一分三朱・錢十四貫二百四十八文、計三百三十九兩一分二朱・錢四十一貫であつた。尤も此の町組には前掲以外の町名も見ゆるのであり、比較的貧窮なる町であつたらしい。

かくて醜出總計は金二萬七千五百四十一兩三分二朱と錢四十一貫文に達した。しかし之は豫想額より夥しく超過せるものであつたらしい。恐らく年寄・議事者が縣廳の意思に添ふべく極力勧誘した結果であつたらしく、かくて貧窮のものにも義金を課するは、たとへ還附の見込を立つるも、主旨に反すると考へたらしく、明治三年十二月に下戻す事になつた。即ち五兩以下醜出の分、金三百三十九兩一分二朱・錢四十一貫文に對しては『是は金五兩以下之分身元不宜ものに候間、其志を賞し、一旦積立之姿に取計、庚午年十二月ニ至、各へ下戻候』とあるのである。かくして大津町報恩社の元金は一萬七千二百

二兩二分となり、嚮きに運用の豫想事例に出でた一萬兩より遙かに超過して、潤澤なるものとなつたのである。

之に對して八幡町にあつては、村上・曾根・武田の三權大屬が計五十兩の外に、千百兩を町方圓穀金より、千三百三十五兩を御用掛の梅村甚兵衛・岡田小八郎、總年寄の岡田八十次・寺村市右衛門・市田利助が醜出し、小計二千四百八十五兩を事務關係者の積立とした。外に各町組

よりの積立は金四千九百九十六兩二分二朱であり、大別すれば左の如くである。

壹番組 (板屋・寺内西末・寺内西元・孫平治町元・孫平治二丁目・日杉・佐久間・寺内北末の八町)……………

……………金六十九兩貳分貳朱

二番組 (元玉屋・寺内北元・池田町元・池田二丁目・池田三丁目・池田四丁目・本町元・本町二丁目)……………

……………金百十三兩三分貳朱

三番組 (池田五丁目・本町三丁目・本町四丁目・本町五丁目・小幡上中・玉木町二丁目)……………

……………金五百七十九兩三分三朱

四番組 (正神町・新町元・新町二丁目・新町三丁目・新町四丁目・魚屋上中元)……………

……………金千三百四十二兩二分三朱

五番組 (大杉・爲心中上・仲屋上中元)……………

……………金千八十三兩三分三朱

六番組 (永原元中上・間・東疊屋・西疊屋・博勞町元・中の八ヶ所)……………

……………金四百五十四兩三朱

七番組 (博勞町上・慈恩寺上中元・鍵之手・三町繩手元中末の八ヶ町)……………

……………金百貳拾五兩三分二朱

八番組 (玉屋・江南・鍛冶屋・新左衛門・大工・生須・鍛砲・藥師の八ヶ町)……………

……………金七十六兩貳分壹朱

即ち總計六千三百三十一兩二分二朱となり、之が運用の元金となつたのである。此の額は大洋町に比して尠少であり、近江商人の淵藪としての八幡町にあつては低額すぎる様にも觀ぜられるが、蓋し八幡町は幕末に際し武家方に好意を有せる所もあり、此の頃衰微の兆ありて、此の如くに至つたものと思はれる。

八幡町史編纂中の福尾猛市郎氏より惠投せられたる森五郎兵衛家の日記に、社金醸出に關して次の如く見られる。

(明治三年閏十月)廿二日、一惣會所御召にて晝後新介殿罷出候所、救助筋積金加入咄し被御聞候事。

廿九日、一惣會所方御召にて新介代勤ス、報恩社調金の御相談用也。

(十一月)八日、一惣會所方御封を以、報恩社出金割金高ツトス(二百五十兩)納可ニ封書到來ス、一向和介方へ右同斷納ス可封書到來ス、減少歎願被致候得共、承知無之候。

(明治四年正月)十日、一報恩社積立金今日惣會所へ相納申候、并永圍穀預り金(子カ)納可返済ス。

此の森家は新町二丁目森あさの家統であり、八幡町の積立姓名録には二百五十兩醸出となつてゐる。養金とは

云ひ條、總會所よりの割賦であり、四年正月に納付せし事が知られる。同様なるものに市田清兵衛家日記があり之は小幡町市田のぶが二百五十兩納付せる次第が明らかであり、正月十日に之も會所に持參と記されてゐる。筆者所藏の總年寄岡田八十次家の舊記なる必用日記には正月二十四・五日に家人が大洋迄赴き、市事掛村上權大屬に面會して報恩社金預り帳を納めてゐる旨が見えてゐるのである。

尙八幡町の醸出金中、千百兩を町方圍穀金より出せる旨が見えるが、之は町方急難の非常に備ふる爲に、天保元年十二月より毎年町内富豪より養金を集めしものを云ふのであり、最初は九十二人にて十三兩出資せるものが此の額にまで達せしもの、如くである。

かくして醸出せられたる社金が實際に如何に運用したか、幾何の利金を得、如何なる方面を賑恤し、且は豫定の如く還付し得たかを明にする史料に接してゐない。滋賀縣史「第四卷に報恩社の項があり、概述せられてゐる。そこに(明治三年)十二月(十八日)朽木權知事・桑田大

參事の連署で「金壹萬貳千貳百四拾七圓五拾錢、今般報恩社を結び積立候處の金は上のものにあらず下のものに非ず、天恩を報ずる義民共より差出したる金にして、上下持合大津市中の社金といふべし、然る上は當今知事並掛役の者共後事に至り退役すと雖も、此法天地と共に永久するを肝要とす、依て誓約如件」として其積立金を縣に保管した云々と記される所がある。之によれば大津

八幡は各々獨立に事業を實行せるものであり、恒久的に實施せんとした熱意の程が窺はれるのである。大津町の社金は前述の如く一萬七千二百二兩二分であるが、此の誓約書には壹萬貳千貳百四拾七圓五拾錢となつてゐる理由は全く不明である。縣史編纂長の牧野信之助先生に御尋ねした處、該書の舊所藏者は分産して所在不明、寫本も作成せざりしとの御教示を忝うした。されば之によつて研究するの便宜をも全く得なかつたが、以て當局者の熱意は知るに足るであらう。

養金返濟の方法については前掲「報恩社大意」に記される所があつた。之によれば年末に至つて利金の半分は返

濟の用に充てるが『兼て出金せる義民に平等分割を以て返濟す。當社中の民義氣を勵し、返濟を欲せざれば、これ亦社金に加へ、愈以他日返辦の額を速にする也』とあるのである。之によれば、恐らく多くのものには義氣を發せしめて据置かせた事と思はれるのである。

その報恩社の成績は兎もあれ、事業は繼續された。庶期の實績を挙げ得たか否かは全く不明ではあるもの、八幡町のは明治十九年、大津町のは明治二十二年迄存在したのである。八幡町史編纂史料の中に「明治十九年度八幡新町三丁目外六十五ヶ町聯合通常會決議録」がある。その中に八幡町共有物を處分せる明治十九年三月二十三日の決議があり、聯合戸長宮路吉甫の認可する所となつてゐる一項に次の如くある。

一、舊報恩社金へ八幡東西學校資金ト改唱シ、以來毎年生スル處ノ利子金へ兩發へ分典シ、教育費ノ補助ト爲ス。

その額が幾何に達せるか不明であるが、救助基金法の確立以後、かゝる方面に充用される事になつたらしい。聞く所によれば、八幡町の小學校費が相當潤澤であると云はれるのは、かゝる所以を有するのかも知れない。

大津町の報恩社は二十二年六月に至つて、同社整理委員二十名を選出し、積立金を大津町基本財産の一部に條件附で引續いだ旨が、「滋賀縣史」に見えてゐる。「大津市志」上卷に、此の時の「報恩社積立金處分見込書」が載せられてゐる。此の時の整理委員は村田利兵衛・藤田勘兵衛・古望仁兵衛等であるが、報恩社創設の際の御用掛と同一人、或はその子孫と思はれるものは一名も見えない。兎もあれ、處分見込書を掲出しておかう。

報恩社積立金を大津町基本財産の一部に引續を爲すは、義金寄附の旨趣に出づるものなり、故に寄附者當初の旨趣を永遠に持續する爲、大津町と特約する要件、左の如し。

一、積立金は基本財産の内に加入すべしと雖も、災害豫備金と稱し、他の基本財産と區分し、殖利法を以て積立べき事
二、災害豫備積立金は水火悪疫其他非常の災害に罹る窮民を救助するを以て目的とする事

一、前項の費途に支出するの外、何等の事故あるも他に使用するを得ざる事

但大津町在住の義捐者又は其相續人に過半数若くは正當の手續を経て選舉したる委員の同意を得たるときは此限にあらず

一、前兩項の要旨は大津町の規定とし、町會の決議を経て、

事

町村制第二百二十七條により郡參事會の許可を得て施行する
右各項の條件にして調談の上は縣廳の許可を得て積立金引續同時に解社すべしと雖、將來該金の處分前、各項の要旨に背戻することあるときは、舊社員又は其相續人は監督官廳に對し祈願することを得るものとす。

以上の要項は縣廳の認可を得て、基本財産に繰入れられて、こゝに全く報恩社は解消する事になつた。

六 結 言

以上舊足柄縣の義倉と稱せらるゝものを中心として二
三關係の社倉・義倉について設論し、且舊足柄縣と稱するの妥當ならざるを述べた。更に小菅縣と大津縣に存在せる報恩社なるもの、關係並びに性質・仕法を見て、之が義倉と稱せらるゝものと同種なるを明にして、特に大津縣のそれについて廢絶に至るまでを記したのである。

然しながら史料の入手は意の如くならずして、すべてその實績を稽ふる事が出来なかつたのは、最も遺憾とする所である。大津縣の報恩社の場合にあつても「報恩社大

意に「救助の人名・石高・米金等總計精算を遂げ、一は民部・大藏兩省へ達し、一は社中へ告べし、是上下協力、貧民を救助するの素旨なり」とある如きは、その實績を知るに足る報告書の存在を思はしめるのであるが、未見に屬するのである。何等か寓目の機を得たいと冀望してゐる。尙民部・大藏兩省へも具申する事は、一層小菅縣の仕法と類似を有つものではなからうか。

兎もあれ、本稿に述べし所によつても、明治維新直後新政府が救恤機關の設定に努力せる事が看取されるであらう。明治元年七月十八日に太政官より各府縣に對し、

大亂の後に必ず飢饉あり、民の上たるもの預め策らざるばあらずとし、『府縣ノ諸役人此事ニノミ心ヲ盡シ、其支配所民口ノ多少ニ應ジ、預メ米穀ノ流通ヲ謀リ、鎖津賣占等ノ所業ヲ禁シ、或ハ彼地ヨリ此地ニ送り、互ニ有無相助ケ、今ヨリ其目算ヲ立ヘシ』と告知した。翌二年二月五日の「府縣施政順序」の中には、進んで『常ニ社會等ノ制ニ倣ヒ、其部内ノ人口ヲ量リ、凶年非常救助ニ備ル様、漸次ニ取立ルヲ要ス』と凶荒預備の一條を收めて郷

村貯穀を説くに至つてゐるのである。かゝる新政府の救恤の濫觴は、明治元年正月三日の伏見鳥羽の戦の後六日を隔た、九日に、東本願寺光勝に命じて倉を發して米千五百石を伏見・八幡・橋本の災民を賑恤せしめた所に見られる。更に正月十五日には、重ねて淀・八幡・橋本邊へ賑恤せしめられた例がある。兩者とも「復古記」第一冊に所收せられてゐるが、就中後者は興趣がある。薩摩・長州兩藩に命じて高槻藩永井日向守預地の幕府直轄地の郷藏を開かした事である。

別紙、永井日向守預地ノ内、郷藏、兩藩(薩・長二藩)ヨリ封印付ニ相成候趣、右郷藏ニ有之候内、米千五百石、淀・八幡・橋本邊へ御救米御用ニ相成候間、封印相解可引渡候事。

別紙には各村の貯穀高とその總計三千百三十八石になる事が明示されてゐる。その中、約半額を御用米として賑恤せられたのであつたが、此の事は新政府に貯穀の有事に必須なるを感得せしめたものと察せられるのであつた。

然らば行政區劃の變更等によつて、從來の貯穀の風が廢絶せんとし、行政者の交迭が尙更これに拍車をかけん

とせる際、之が阻止を試み、寧ろ勸奨につとめたらう事が推定される。たゞ多事の時なりしを以て地方官にこの主旨が徹底せざりしもの、如くであつたが、一面には之を遵奉して創設維持に力を效せし牧民官もあつた事を知つたのである。

尙所期の効果を舉げ得しか否かについては、前記の如く未だこれを検討する史料に接しない。博識の士の御示教に俟つこととする。

附記、大津町の「報恩社大意」は京都帝大法學部所藏のものにして牧教授の御好意により借覽し得た。八幡町のは福尾猛市郎氏の好意によつた。こゝに記して厚い謝意を捧げる。
(昭和十二・五・二九記)

追記、五月末日成稿の上提出して後、兩三日にて大阪の古書肆より小菅縣の報恩社法録、及びその附録を入手するを得た。之によれば本稿の該縣報恩社に關する缺を補ふ事を得るが、間もなく編輯を了して印刷所に回附するの事にて、補正する事を得なかつたのである。今校正の余白を借りて、此の報恩社法録の概要をのべれば、大藏省沿革志所載の社法の緒言と異なる文言を以て、その設立の趣旨が説かれてゐる。しか

し主旨には異なるがないと云つてよい。次に醜出者とその金額が載せられて居り、その所管者の氏名等が明らかとなつてゐる。特にその名稱は興味があり、力行之者、補助之者、醜元役、掌之者、など、ある。民部省よりの認可指令の年月は庚午五月となつて居り、推定の如くである。報恩社法録の附録は同年十一月のものにて、その後の醜金を明かにし、助精法と題して仕法をより明瞭にしてゐる。尙辛未正月の改正社法もあるが、既に余白も僅少と思はれるので、これらについては他日機を得て追補したいと思ふ。(十二・七・二追記)